

令和元年7月29日

日本被服工業組合連合会  
地区組合傘下 組合員 各位

日被連外国人技能実習等適正化  
委員長 平  
(日本被服工業組合連合会 理事長)



外国人技能実習の適正化及び実習生の保護のために（再々要請）

平素は、当連合会並びに各地区組合の活動に対しまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る6月24日NHKは、テレビ番組「ノーナレ」において、愛媛県内のタオルの縫製に携わる外国人技能実習生が、「厳しい労働環境に置かれている」としてその実態を放映しました。（添付の関連新聞記事を参照のこと。）

今治タオル工業組合は、当該企業が同組合の組合員ではなく、下請けの縫製企業であると認めたとえ、「社会的、道義的責任がある」として、組合員による全員協議会やコンプライアンス研修会を開くなどの対応に追われました。

当連合会におきましてもテレビ東京の「ガイアの夜明け」で放映されて以来、「繊維産業技能実習事業協議会」に参画して、外国人技能実習の適正化及び実習生の保護のために様々な活動を行って参りました。

当連合会の組合員の中では、外国人技能実習生を受け入れている組合員が約30社、更にサプライチェーンにおける受け入れ企業が約120社あり、実習生の総数は、約1,200名となっております。（アンケートの調査結果）

今回の今治タオル工業組合の事案を「対岸の火事」とせず、当連合会におきましても貴重な教訓として重く受け止め、当連合会の関係先からこのような事例が発生しないように努力したいと存じます。

つきましては、全ての組合員及び実習生を受け入れておられる組合員並びに自社のサプライチェーンにおける実習生の受け入れ企業がある発注企業の組合員の皆様方に、下記のことにつきまして改めて要請いたします。

1. 実習生受入企業は、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護のために、法令遵守等を徹底してください。
2. 実習生受入企業は、技能修得の指導はもちろんのこと、適切な労働環境や生活環境等を確保し、生活面での指導・支援等を行ってください。
3. 発注企業は、「発注企業の社会的責任」を踏まえつつ、発注工賃を始めとする取引条件について、受注企業と「適正な取引」となるよう協議・決定するようにしてください。
4. 発注企業は、自社のサプライチェーンにおいて、技能実習の実施状況や技能実習生の保護について、受注企業に対して問題がないかどうか定期的に確認し、保証するよう求めてください。